

四日市市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第32号

四日市市水道事業給水条例の一部を改正する条例

四日市市水道事業給水条例（昭和35年四日市市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後					
附 則					
1 から 1 0 まで （略）					
<u>（新型コロナウイルス感染症拡大に対する負担軽減措置）</u>					
1 1 第 2 9 条 第 1 項 の 規 定 に か か わ ら ず 、 令 和 2 年 5 月 分 か ら 同 年 1 1 月 分 ま で の 料 金 （ 同 年 1 2 月 分 と 合 わ せ て 徴 収 す る も の を 除 く 。 ） に つ い て は 、 次 の 表 の 基 本 料 金 と 従 量 料 金 と の 合 計 額 と す る 。 た だ し 、 そ の 額 に 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は こ れ を 切 り 捨 て る も の と す る 。					
水道料金					
用途	料金	給水料金（1か月につき）			
		基本水量	基本料金	従量水量の区分	従量料金 (1 m <sup>3</sup> あたり)
一般 用	口 径 1 3 mm	5 m <sup>3</sup>	0 円	6 m <sup>3</sup> 以上 1 0 m <sup>3</sup> 以下 1 1 m <sup>3</sup> 以上 2 0 m <sup>3</sup> 以下	2 2 . 0 0 円  1 3 5 . 3 0 円
	口 径 2 0 mm	5 m <sup>3</sup>	0 円	2 1 m <sup>3</sup> 以上 3 0 m <sup>3</sup> 以下 3 1 m <sup>3</sup> 以上 5 0 m <sup>3</sup> 以下	1 6 7 . 2 0 円  2 3 2 . 1 0 円
	口 径 2 5 mm	5 m <sup>3</sup>	0 円	5 1 m <sup>3</sup> 以上 1 0 0 m <sup>3</sup> 以下 1 0 1 m <sup>3</sup> 以上	2 9 5 . 9 0 円  3 6 1 . 9 0 円
	口 径		0 円	1 m <sup>3</sup> 以上 5 0 m <sup>3</sup>	2 8 1 . 6 0 円

	<u>4 0</u> <u>mm</u>			<u>以下</u>	
	<u>口 径</u> <u>5 0</u> <u>mm</u>		<u>0 円</u>		
	<u>口 径</u> <u>7 5</u> <u>mm</u>		<u>0 円</u>	<u>5 1 m<sup>3</sup> 以上 1 0</u> <u>0 m<sup>3</sup> 以下</u>	<u>3 2 6 . 7 0 円</u>
	<u>口 径</u> <u>1 0</u> <u>0 mm</u>		<u>0 円</u>		
	<u>口 径</u> <u>1 5</u> <u>0 mm</u>		<u>0 円</u>	<u>1 0 1 m<sup>3</sup> 以上</u>	<u>3 6 1 . 9 0 円</u>
<u>公衆浴場用</u>	<u>2 0 0 m<sup>3</sup></u>		<u>0 円</u>	<u>2 0 1 m<sup>3</sup> 以上 4</u> <u>0 0 m<sup>3</sup> 以下</u> <u>4 0 1 m<sup>3</sup> 以上</u>	<u>3 7 . 4 0 円</u>  <u>7 4 . 8 0 円</u>
<u>臨時用</u>	<u>5 m<sup>3</sup></u>		<u>0 円</u>	<u>6 m<sup>3</sup> 以上</u>	<u>7 2 1 . 6 0 円</u>
<u>船舶用</u>		<u>3 3 , 5 5 0 .</u> <u>0 0 円</u>		<u>1 m<sup>3</sup> 以上</u>	<u>2 9 5 . 9 0 円</u>

改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 から 1 0 まで (略)</p>

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

(上下水道局管理部お客様センター)